

平成 30 年度神奈川県相談支援従事者現任研修（横浜市）に関するお知らせ

横浜市が実施する相談支援従事者現任研修の日程が決まりましたので、お知らせします。

本研修は相談支援専門員の資格更新研修として位置付けられており、資格を更新するためには一定期間ごとに受講する必要があります。全 3 日間の研修を 2 つのコースに分けて実施します。日ごとにコースを選択するのではなく、3 日間まとめていずれか 1 つのコースを受講していただきます。（いずれのコースも、研修内容は同じです。）

なお、受講者募集は 8 月下旬から 9 月下旬に行いますので、後日「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載する実施要領等を確認のうえ、お申し込みください。

【研修日程】

	1 コース	2 コース
1 日目	平成 30 年 11 月 19 日（月）	平成 30 年 12 月 20 日（木）
2 日目	平成 30 年 11 月 27 日（火）	平成 31 年 1 月 10 日（木）
3 日目	平成 30 年 12 月 6 日（木）	平成 31 年 1 月 17 日（木）

※ 時間は、各日概ね午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分までの予定ですが、カリキュラムによって前後することがあります。ご了承ください。

【定員】各コース 90 名 計 180 名

※ 受講コースは指定させていただきます。変更はできませんので、ご了承ください。

【その他】

- 相談支援専門員の資格を更新するためには、相談支援従事者初任者研修修了年度の翌年度から起算して 5 年間を一つの期間と設定し、その間に本研修を 1 回以上受講・修了することが義務付けられています。そのため、平成 25 年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方で、平成 26 年度から平成 29 年度までの間に一度も本研修を修了していない方は、今回本研修を受講・修了しなければ相談支援専門員資格を失効することになります。また、平成 31 年度から、相談支援専門員の研修体系が大幅に見直しされる予定です。資格の失効が迫っている方についても、早めの受講をお勧めいたします。平成 25 年度から初任者研修の定員が大幅に増えたことにより、本研修への申込者が増加することが想定されます。
- この研修は、横浜市内に所在する事業所に所属する相談員等を対象に実施します。事業所が市外に所在する場合は、本研修の受講はできません。
- この研修は、全日程の参加をもって修了となります。遅刻、早退や欠席は認められておりません。また、遅刻、早退や欠席に対する補講等もありませんので、ご注意ください。
- 資料代等実費相当額を受講者負担とします。
- 申込者が定員を超過した場合は、相談支援専門員の資格失効までの期間が短い方を優先するなど一定の要件に基づき選考を行い、受講者を決定します。
- 横浜市では、平成 30 年度限りで指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所への運営支援費の助成を行う予定です。対象要件等は後日周知いたします。
- 平成 30 年 7 月 2 日（月）（終日）に横浜市内の相談支援事業所を対象とした集団指導を実施いたします。これから事業所の開設を予定されている方もご参加いただけます。
- 平成 30 年 7 月 23 日（月）（PM）にこれから事業所を開設される方を対象に、指定特定相談支援事業所開設説明会を実施します。

<担当>

横浜市健康福祉局障害福祉課 吉原・野村

TEL 045-671-3602

FAX 045-671-3566